

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2025年10月16日		
【会社名】	N E 株式会社		
【英訳名】	NE Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 比護 則良		
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番 3 号		
【電話番号】	03-4540-6512		
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 富山 幸弘		
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番 3 号		
【電話番号】	03-4540-6512		
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 富山 幸弘		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 310,250,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 55,500,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月30日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集500,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2025年10月15日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)75,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 所有者別状況 (5) 議決権の状況、4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」及び「第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (4) 所有者別状況
 - (5) 議決権の状況
- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 頁で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	500,000(注) 2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 . 2025年 9 月30日開催の取締役会決議によっております。

2 . 発行数については、2025年10月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

4 . 上記とは別に、2025年 9 月30日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 75,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

5 . 現在、当社の発行済株式総数の全ては、H a m e e 株式会社(以下「H a m e e」という。)が保有しておりますが、2025年 7 月28日に開催されたH a m e e の第27期定時株主総会において、H a m e e が保有する当社の全普通株式を現物配当(金銭以外の財産による配当)によりH a m e e 株主に分配すること(以下「本スピンオフ」という。)が決議されました。本スピンオフの効力発生により、2025年10月31日時点のH a m e e 株主に対してH a m e e 普通株式につき当社普通株式 1 株が交付される見込みです。また、本募集に係る株式発行は、本スピンオフの効力が発生していることを条件としております。本スピンオフの概要については、下記「第二部 企業情報 第 1 企業の概況(はじめに)」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	500,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 . 2025年 9 月30日開催の取締役会決議によっております。

2 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

3 . 上記とは別に、2025年 9 月30日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 75,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

4 . 現在、当社の発行済株式総数の全ては、H a m e e 株式会社(以下「H a m e e」という。)が保有しておりますが、2025年 7 月28日に開催されたH a m e e の第27期定時株主総会において、H a m e e が保有する当社の全普通株式を現物配当(金銭以外の財産による配当)によりH a m e e 株主に分配すること(以下「本スピンオフ」という。)が決議されました。本スピンオフの効力発生により、2025年10月31日時点のH a m e e 株主に対してH a m e e 普通株式につき当社普通株式 1 株が交付される見込みです。また、本募集に係る株式発行は、本スピンオフの効力が発生していることを条件としております。本スピンオフの概要については、下記「第二部 企業情報 第 1 企業の概況(はじめに)」をご参照下さい。

(注) 2 . の全文削除及び 3 . 4 . 5 . の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

2025年10月24日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年10月15日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500,000	310,250,000	167,900,000
計(総発行株式)	500,000	310,250,000	167,900,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年9月30日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(730円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は365,000,000円となります。

6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

2025年10月24日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年10月15日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(620.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500,000	310,250,000	170,200,000
計(総発行株式)	500,000	310,250,000	170,200,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年9月30日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(730円～750円)の平均価格(740円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は370,000,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 2025年10月27日(月) 至 2025年10月30日(木)	未定 (注) 4 .	2025年11月 1 日(土)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年10月15日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年10月24日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年10月15日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年10月24日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年9月30日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年10月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、2025年11月4日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込みに先立ち、2025年10月17日から2025年10月23日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	620.50	未定 (注) 3 .	100	自 2025年10月27日(月) 至 2025年10月30日(木)	未定 (注) 4 .	2025年11月 1 日(土)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、730円以上750円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年10月24日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 「 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(620.50円)及び2025年10月24日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年9月30日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年10月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、2025年11月4日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込みに先立ち、2025年10月17日から2025年10月23日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(620.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込 金として、2025年11 月1日までに払込取 扱場所へ引受価額と 同額を払込むことと いたします。 3. 引受手数料は支払わ れません。ただし、 発行価格と引受価額 との差額の総額は引 受人の手取金となり ます。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
計	—	500,000	—

- (注) 1. 2025年10月15日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年10月24日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	475,000	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込 金として、2025年11 月1日までに払込取 扱場所へ引受価額と 同額を払込むことと いたします。 3. 引受手数料は支払わ れません。ただし、 発行価格と引受価額 との差額の総額は引 受人の手取金となり ます。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	15,000	
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	10,000	
計	—	500,000	—

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2025年10月24日)に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
335,800,000	6,000,000	329,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(730円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
340,400,000	6,000,000	334,400,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(730円～750円)の平均価格(740円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額329,800千円に、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限50,370千円を合わせた手取概算額合計上限380,170千円については、設備投資（オフィスの増床）及び運転資金に充当する予定です。

設備投資（オフィスの増床）

リアルコミュニケーションが生み出す生産性の高さに着目し、当社はリモートワークを併用しつつも、出社回帰に注力する方針としております。また、新卒採用（2026年4月以降毎年25名を計画）等、人材採用を強化することに伴い、現在のオフィスカパシティの不足が見込まれることから、現在のオフィスビル別フロア581.02㎡を新たに賃借する計画です。

敷金、内装工事費、什器備品、増床部分の地代家賃等で94,000千円（2026年4月期：37,000千円、2027年4月期：57,000千円）の充当を予定しております。

運転資金

(1) 人件費及び採用費

競争力のあるサービスを継続的に開発、リリースしていくためには、優秀な人材の確保が必須であり、さらに当社のグローバル・コマースプラットフォーム 構想を実現して、グローバル展開するうえではグローバル人材の確保も欠かせません。上場による知名度の向上と合わせ、調達資金を人材採用に充当することで、より効果的な採用施策を展開し、優秀な人材を確保してまいります。

採用活動費用（着手金、成功報酬、新卒採用媒体費用等）及び増加人員に対する人件費として112,000千円（2026年4月期：25,000千円、2027年4月期：87,000千円）の充当を予定しております。

当社事業が目指す方向性「グローバル（世界的な）とローカル（地方的な）を結びつけるプラットフォーム」を体現する造語。

(2) マーケティング費用

当社の主要なサービスであるEC事業者向けクラウド（SaaS 1）型EC Attractions 2「ネクストエンジン」の主要顧客は中堅以上のEC事業者でありましたが、近年は小規模なEC事業者も増加傾向にあり、成長支援前提で当社サービスに囲い込むことは将来の収益機会の創出につながると考えております。しかしながら、リテラシーの多寡によっては、無料契約期間中に必要な初期設定を終えることが出来ずに、正式導入をあきらめるケースが生じていることから、当社のパートナーによる初期設定代行サービスを、当社の費用負担で提供することで契約率と定着率の向上を図る方針としており、当該費用負担分として2026年4月期に25,170千円の充当を予定しております。

また、有名企業等とのアライアンスによる共同キャンペーンを実施し、短期間で数多くの潜在顧客に遡求できるような迅速かつ広範なマーケティングで知名度を高め、小規模事業者のみならず大規模事業者への接点拡大を実現し、中長期的に成長を維持するためにも契約社数の増加を意識しつつ、大規模事業者向けカスタマイズによるARPU 3の向上で売上成長を実現いたします。当該共同キャンペーン費用等で2027年4月期に149,000千円の充当を予定しております。

1 SaaS：Software as a Serviceの略で、インターネット経由でソフトウェアの機能を利用できるサービスです。

2 EC Attractions：コマース事業者の業務運営に必要な個々の仕組み（システムやサービス）をテーマパークのAttractionと見立てたとき、ネクストエンジンはEC事業領域の業務運営を丸ごと支え、かつ事業を楽しむためのAttractionの集合であるという概念で、当社の商標です。

3 ARPU：Average Revenue Per Userの略で、1ユーザーあたりの平均売り上げを示す指標を意味します。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額334,400千円に、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限51,060千円を合わせた手取概算額合計上限385,460千円については、設備投資（オフィスの増床）及び運転資金に充当する予定です。

設備投資（オフィスの増床）

リアルコミュニケーションが生み出す生産性の高さに着目し、当社はリモートワークを併用しつつも、出社回帰に注力する方針としております。また、新卒採用（2026年4月以降毎年25名を計画）等、人材採用を強化することに伴い、現在のオフィスカパシティの不足が見込まれることから、現在のオフィスビル別フロア581.02㎡を新たに賃借する計画です。

敷金、内装工事費、什器備品、増床部分の地代家賃等で94,000千円（2026年4月期：37,000千円、2027年4月期：57,000千円）の充当を予定しております。

運転資金

（1）人件費及び採用費

競争力のあるサービスを継続的に開発、リリースしていくためには、優秀な人材の確保が必須であり、さらに当社のグローバル・コマースプラットフォーム 構想を実現して、グローバル展開するうえではグローバル人材の確保も欠かせません。上場による知名度の向上と合わせ、調達資金を人材採用に充当することで、より効果的な採用施策を展開し、優秀な人材を確保してまいります。

採用活動費用（着手金、成功報酬、新卒採用媒体費用等）及び増加人員に対する人件費として117,000千円（2026年4月期：25,000千円、2027年4月期：92,000千円）の充当を予定しております。

当社事業が目指す方向性「グローバル（世界的な）とローカル（地方的な）を結びつけるプラットフォーム」を体現する造語。

（2）マーケティング費用

当社の主要なサービスであるE C事業者向けクラウド（SaaS 1）型E C Attractions 2「ネクストエンジン」の主要顧客は中堅以上のE C事業者でありましたが、近年は小規模なE C事業者も増加傾向にあり、成長支援前提で当社サービスに囲い込むことは将来の収益機会の創出につながると考えております。しかしながら、リテラシーの多寡によっては、無料契約期間中に必要な初期設定を終えることが出来ずに、正式導入をあきらめるケースが生じていることから、当社のパートナーによる初期設定代行サービスを、当社の費用負担で提供することで契約率と定着率の向上を図る方針としており、当該費用負担分として2026年4月期に25,460千円の充当を予定しております。

また、有名企業等とのアライアンスによる共同キャンペーンを実施し、短期間で数多くの潜在顧客に遡求できるような迅速かつ広範なマーケティングで知名度を高め、小規模事業者のみならず大規模事業者への接点拡大を実現し、中長期的に成長を維持するためにも契約社数の増加を意識しつつ、大規模事業者向けカスタマイズによるARPU 3の向上で売上成長を実現いたします。当該共同キャンペーン費用等で2027年4月期に149,000千円の充当を予定しております。

- 1 SaaS：Software as a Serviceの略で、インターネット経由でソフトウェアの機能を利用できるサービスです。
- 2 E C Attractions：コマース事業者の業務運営に必要な個々の仕組み（システムやサービス）をテーマパークのAttractionと見立てたとき、ネクストエンジンはE C事業領域の業務運営を丸ごと支え、かつ事業を楽しむためのAttractionの集合であるという概念で、当社の商標です。
- 3 ARPU：Average Revenue Per Userの略で、1ユーザーあたりの平均売り上げを示す指標を意味します。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第 2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	75,000	54,750,000	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社 75,000株
計(総売出株式)	—	75,000	54,750,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第 1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(730円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第 1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	75,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 75,000株
計(総売出株式)	—	75,000	55,500,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(730円～750円)の平均価格(740円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について**

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が、現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である樋口敦士(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注) 1 .
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2 .
(4)	払込期日	2025年12月3日(水)

(注) 1 . 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2025年10月15日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2 . 割当価格は、2025年10月24日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が、現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である樋口敦士(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき620.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	2025年12月3日(水)

(注) 割当価格は、2025年10月24日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1 . の全文及び 2 . の番号削除

(以下省略)

第二部 【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(4) 【所有者別状況】

(訂正前)

2025年 9 月 1 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	160,010	—	—	—	160,010	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(以下省略)

(訂正後)

2025年 9 月 1 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 100 株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	160,010	—	—	—	160,010	<u>1</u>
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(以下省略)

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

2025年9月1日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,001,001	160,010	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,001,001	—	—
総株主の議決権	—	160,010	—

(訂正後)

2025年9月1日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,001,000	160,010	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 1	—	—
発行済株式総数	16,001,001	—	—
総株主の議決権	—	160,010	—

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

企業統治に関するその他の事項

(訂正前)

k. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(訂正後)

k. 剰余金の配当等の決定機関の全文削除

第6 【提出会社の株式事務の概要】

（訂正前）

（省略）

- （注） 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

（訂正後）

（省略）

- （注） 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利